

## (現行) 富山県DV対策基本計画（第4次）について

### 1 これまでの取り組み

年月	国	県
H13. 10	DV防止法施行	
H14. 4		県女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに位置付け
H16. 12	改正DV防止法施行	
H18. 3		県DV対策基本計画策定（H18～H20）
H20. 1	改正DV防止法施行	
H21. 3		県DV対策基本計画（第2次）改定（H21～H27）
H26. 1	改正DV防止法施行	
H28. 3		県DV対策基本計画（第3次）改定（H28～R2）
R2. 4	改正DV防止法施行	
		県DV対策基本計画（第4次）改定（R3～R7）
R6. 4	改正DV防止法施行	

### 2 富山県DV対策基本計画（第4次）の概要

#### 【配偶者の定義について】

DV防止法では、「配偶者」には事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含むとされている。計画では、さらに、DVの未然防止のための取組みや意識啓発などにおいて、配偶者以外の恋人など親密な関係にあるパートナーも含め、施策を進めていく。

#### 【暴力の定義について】

計画では、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力だけでなく、経済的暴力も含む。

#### (1) 計画の性格・役割

- ・ DV防止法第2条の3の規定に基づく富山県の基本計画
- ・ 富山県民男女共同参画計画との連携
- ・ 市町村、関係機関、関係団体等の主体的な参画と、県と連携した積極的な取組みを期待
- ・ 県民に対しては、計画の推進について理解と協力を期待

#### (2) 計画期間

令和3年度から令和7年度まで

### (3) 計画の目標等

#### 基本計画の目標（めざす方向）

男女が互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力のない社会の実現

#### 基本理念

- ◆DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- ◆被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること
- ◆被害者の子ども等も保護・支援の対象であること
- ◆DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は国、県、市町村の責務であること
- ◆施策の推進にあたっては、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること

#### 5つの基本目標

##### I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

- 1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進
- 2 若年層への教育・啓発の強化
- 3 調査研究への取組み

##### III 安全な保護体制の構築

- 9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備
- 10 心身の健康回復に向けた支援
- 11 子どものケア体制の充実

##### II 通報への適切な対応と安心して 相談できる体制の整備

- 4 発見・通報等に関する体制整備
- 5 通報への適切な対応
- 6 相談体制の充実
- 7 職務関係者等の能力向上への取組み強化
- 8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実

##### IV 被害者の自立に向けた切れ目のない 支援体制の強化

- 12 関係機関との連絡調整
- 13 生活基盤確立のための支援

##### V 関係機関等の連携・協働による効果的な 施策実施体制の整備

- 14 地域における取組みの強化
- 15 関係機関の連携協力体制の強化
- 16 民間団体との連携・協働の充実
- 17 苦情処理体制の整備



### 3 現計画策定後の状況

#### (1) 国の動き

- ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の一部改正  
(令和5年5月19日公布、令和6年4月1日施行)
- ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正  
(令和5年9月8日公布、令和6年4月1日施行)

#### ◆主な改正点

##### ○保護命令制度の拡充と厳罰化（被害者保護の強化）

- 申立て対象の拡大 →「自由、名誉、財産に対する脅迫」を対象に追加
- 接近禁止命令等の期間の延長 →従来の6ヶ月から1年に延長
- 電話等禁止命令の対象行為の追加→SNSの送信やGPSを用いた位置情報の取得等の追加
- 子への電話等禁止命令の創設 →被害者に加え子への電話やSNSによる連絡を新たに禁止

##### ○基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充（支援体制の強化）

- 「国、地方公共団体、民間団体の連携・協力」が必須記載事項として追加

##### ○協議会の法定化

- 関係機関等から構成される協議会が法定化され設置が努力義務化された。

#### (2) 富山県内の相談件数等の推移

##### ① DV相談件数

相談受付機関	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
女性相談支援センター	3,843	4,076	3,452	3,596	3,657
県民共生センター	17	22	15	12	17
合 計	3,860	4,098	3,467	3,608	3,674
全 国	129,491	122,478	122,211	126,743	未公表

【相談件数】（県女性相談支援センター、県民共生センター）  
※女性相談支援センターの相談件数には、富山市、高岡市、南砺市（H22年度～）、  
黒部市（H26年度～）の女性相談員が受け付けた件数を含む。]

##### ② DV被害者の一時保護数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
富山県	27	33	20	22	20
全 国	2,376	2,087	1,997	未公表	未公表

##### ③ 保護命令発令状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
富山県	14	7	10	14	未公表
全 国	1,444	1,293	1,097	1,096	未公表